

平成27年度 第10回全体庁議（2月1日開催）

区分	審議・ 報告	案件名 (担当部)	(7) (仮称) 帯広市手話言語条例(素案) に対する パブリックコメントの結果について [保健福祉部]
----	---------------	--------------	---

■ 提案・報告の趣旨

(仮称) 帯広市手話言語条例(素案) に対して、市民の皆様からご意見を募集した結果、ご意見はなかったことから、同素案の修正は行わず、条例案を作成することとした旨、平成28年2月8日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

- 1 募集期間
平成27年12月25日(金) ～ 平成28年1月25日(月)
- 2 意見の件数(意見提出者数)
0件(0人)
- 3 条例(案)の主な内容
 - 目的
この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解及び普及に関し基本理念を定め、市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、手話を必要とする市民にとって、手話を使用しやすい環境づくりを進めることで、ろう者とろう者以外の人々が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。
 - 基本理念
手話の理解及び普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の人々が手話により意思疎通を円滑に図ることができるよう、互いに尊重しあうことを基本として行われなければならない。
 - 市の責務
市は、市民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。
 - 市民の役割
市民は、手話の理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。
 - 事業者の役割
事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

■ 今後のスケジュール

平成28年3月1日 市議会定例会に条例案を提案
4月1日 条例施行(予定)

■ 審議結果

■ その他、指摘事項等

・特になし